

防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン(案)に対する意見募集の実施結果について

- 1 意見募集期間
平成29年12月5日(火)～平成30年1月4日(木)
- 2 意見募集の結果
12件(5人)
- 3 意見の内容と対応・考え方

【ガイドラインの対象となるカメラ】

番号	意見の要旨	対応・考え方	頁
1	「不特定多数の人の出入りが想定されないマンション、アパート等の共同住宅の内部、事業所・工場の敷地内等をもっぱら撮影しているカメラ」をガイドラインの対象外としているが、「事業所・工場の敷地内等」であれば不特定多数の人が利用しても対象外と読みとれてしまうのではないかと。	ご意見を踏まえ、誤解が生じないように「不特定多数の人の出入りが想定されないマンション、アパート等の共同住宅の内部、事業所・工場の敷地内等をもっぱら撮影しているカメラ」と文章中で改行するよう修正しました。	2

【設置場所及び撮影範囲等】

番号	意見の要旨	対応・考え方	頁
2	民家や個人敷地内が映るのは断固反対である。	ガイドラインでは、プライバシーの保護に配慮した慎重な運用を求めている、「II-2 設置場所及び撮影範囲等」で示しているとおおり、私的な空間や不必要な画像が撮影されないように設定することを求めています。	3

【設置の表示】

番号	意見の要旨	対応・考え方	頁
3	町内会で防犯カメラを設置しているが、簡単に防犯カメラの映像を見ることが可能だと誤解され、何か事案があると「町内会員だから映像を見せてほしい。」と言われることがあった。 「規約上、管理責任者以外は操作できない。警察などからの捜査依頼の場合のみ提供する。」と伝えても、理解を得られないことがあり、表示看板に「広島県警察本部 ガイドライン 認定」の文字、またはマークがあれば説明しやすい。	このガイドラインは県として策定したものであり、また、個々のカメラについて認定制度を設ける予定はありませんので、ご希望であれば、設置表示板又は規約中に、「このカメラは広島県の定めたガイドラインに沿った運用を行っています。」などと表示してください。	3
4	今、道路のあちこちにあるカメラも含め、作動中の看板を付けて欲しい。	既設の防犯カメラの設置者等に対しても、ガイドラインの普及啓発と併せて、表示の設置を呼びかけてまいります。	3

【撮影された画像の適正な管理】

番号	意見の要旨	対応・考え方	頁
5	「6(2)画像の複写、加工」に、「警察も検察も画像を加工しないこと」を追加してほしい。	ガイドラインは、防犯カメラの設置者等に対し、適切かつ効果的な運用を行っていただくための基本的な事項を指針として示すものです。 なお、警察が押収したカメラ画像等については、証拠物件取扱保管要領に基づいて厳正に取り扱われます。 また、証拠物件である画像及びそのデータの改ざんは、証拠隠滅罪(刑法第104条)に当たる違法行為です。	4

6	「6 (3) 画像の保存期間」に、「事件に関わる物は、最短で1年以上、最長期間を設けない。事件が解決するまで保存し、解決後も被告人の了解があるまでマザーを保存する」を追加してほしい。	画像の保存期間が長期になれば、画像データの漏えい等の危険性が增大することから不必要な長期保存は望ましくありません。	4
---	---	---	---

【撮影された画像の閲覧・提供の制限】

番号	意見の要旨	対応・考え方	頁
7	「7 (1) 第三者への閲覧・提供」に、「冤罪防止のため、弁護士などを通じて開示すること」を追加してほしい。	第三者への画像の閲覧・提供は、法令に基づく場合や公共の利益のために緊急の必要性がある場合等に限定されており、閲覧等の行為自体が直ちに冤罪に結びつくものではないと考えます。	5

【防犯カメラ設置・運用規程（参考例）】

番号	意見の要旨	対応・考え方	頁
8	「6 画像の利用及び閲覧・提供の制限」の次に「7 画像の利用及び提供」と題して「防犯カメラの映像に映っている本人からの請求があれば、映像を提供することができる」を追加してほしい。	6 (1)エに「画像から識別される本人の同意がある場合又は本人に提供する場合」として同旨の規定を設けています。	9

【その他】

番号	意見の要旨	対応・考え方	頁
9	防犯カメラの設置は、犯罪・事故の多い必要箇所に絞って欲しい。	ガイドラインでは、「防犯効果が発揮される場所への防犯カメラの設置を求めています。子供の見守り活動を補完するものとして通学路に設置する場合や犯罪の未然防止を目的として新設される施設等に設置する場合もあり、必ずしも、実際に事件・事故が多発している場所に設置を限定すべきものではないと考えます。	—
10	事案が起きてからは遅いので、人的な見回りも必要だと思う。	県が策定した「めざそう！安全・安心・日本一」ひろしまアクション・プランでは、「防犯カメラ等の設置促進」と併せて、「青色防犯パトロール活動の支援」や「街頭警察活動の強化」などを掲げ、防犯ボランティアや警察によるパトロール活動を推進しています。	—
11	ライブカメラとして運用していただければありがたい。	ガイドラインの対象となるのは、「犯罪の防止」を目的として設置されるカメラであり、撮影画像については、個人情報やプライバシーの保護のため、原則として、設置目的外の利用や第三者への閲覧等を禁止しています。 (道路の混雑状況やスキー場の積雪状況を確認するためのライブカメラとは、趣旨が異なります。)	—
12	防犯カメラの映像に頼りすぎた捜査が行われているのではないかと不安に思う。	国家公安委員会が定めた「犯罪捜査規範」では、「捜査を行うに当たっては、先入観にとらわれず、…あらゆる証拠の発見収集に努めるとともに、…すべての情報資料を総合して判断する」よう規定されています。 警察では、これらの規定に基づき、捜査幹部の指揮の下、綿密かつ適正な捜査を推進しています。	—